

再公示：次の案件については、5月30日に公示しましたが、治安情勢悪化のため公示を取り下げました。治安回復に伴い再公示致します。なお、2. 契約予定期間等、7. 業務の内容（2）現地派遣期間②及び⑤を修正しております。

番 号：180138

国 名：ニカラグア

担当部署：ニカラグア事務所

案件名：地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2（地方行政／公共財政管理）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：地方行政／公共財政管理
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2019年1月上旬から2019年2月下旬まで
- （2）業務M／M：国内 0. 2M／M、現地 1. 0M／M、合計 1. 2M／M
- （3）業務日数：国内準備 2日、現地業務 30日、整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：11月21日（12時まで）
- （4）提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- （5）評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月5日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （1）業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- （2）業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	公共財政管理／同管理手法・ツール開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ニカラグア／中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下、ニカラグア国）は、1998年に制定された地方自治法を皮切りに地方自治の制度基盤を整備してきた。2012年には同法を改正し、貧困層に裨益する地方行政の実現に取り組んでいる。また、同国の国家人間開発計画においては、各地方自治体の人材能力強化、及び組織強化を通じた行政サービスの向上が優先課題として掲げられており、地方自治体には中長期的な視点をもった1) 市長期開発計画（計画期間10～15年）、2) 市中長期開発計画（Plan Municipal para Desarrollo Humano、計画期間4～5年、以下「PMDH」）の策定、またそれに基づく3) 市年間事業計画（Plan de Inversión Anual、以下「PIA」）の策定が義務付けられ、その円滑な実施が求められている。こうした地方自治体政策の推進を担うのが、地方自治振興庁（以下、INIFOM）であり、INIFOMは、地方自治体が運営・監理する各種事業の実施に係る技術支援や促進、モニタリングの役割を担っている。しかし、INIFOMの地方自治体への支援能力は脆弱であり、同時に地方自治体による中長期開発計画やPIAの策定・実施・モニタリング・評価等に係る経験も十分でなく、それらを実施するためのマニュアル類も限られており、円滑な事業実施が困難な状況にあった。

こうした状況において、PMDH策定の持続可能な仕組みを導入するため、2015年1月から2017年1月まで、技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクト（以下、FOMUDEL 1）」が実施された。同プロジェクトではパイロット9市（以下、FOMUDEL 1パイロット市）に対し、1) PMDH策定手法・ガイド、2) PMDH策定のための研修プログラム及び研修教材が作成され、INIFOMはこの手法を全国に拡大することとした。しかし、同手法の普及には、地方自治体への研修や研修後のフォロー・進捗監理を担うINIFOMの実施能力・体制のさらなる強化が必要であり、また、地方自治体においては、策定後のPMDHとPIAの連動など、PMDHの効果的な運用方法の構築が望まれている。これらINIFOM及び地方自治体が抱える課題に対応するために「PMDHの策定・実施・モニタリング・評価及びその結果の次期計画へのフィードバック」にかかる一連のサイクル（以下、PMDH総合的マネジメント枠組み）を確立させ、INIFOM及び地方自治体のさらなる体制構築と能力強化を進める必要があるとして、ニカラグア国政府は我が国に支援を要請した。

右要請に基づき2018年1月に開始された「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2（以下、FOMUDEL 2）」は、2023年1月までの5年間のプロジェクトで、引き続きINIFOMをカウンターパート（以下、C/P）機関としている。現在長期専門家2名（チ

ーフアドバイザー／地方行政、自治体開発計画策定支援）を派遣中、今後短期専門家（研修計画／研修教材）が派遣される見込みである。

7. 業務の内容

本専門家は、PMDH総合的マネジメント枠組みの確立に向け、C/P機関、FOMUDEL 1パイロット市やプロジェクトの他の専門家と協力して、PMDHに連動したPIA策定の手法・ツールの開発を指導し、パイロット市における試行を通じた同手法・ツールの検証・改良の支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2019年1月上旬）

- ① 本プロジェクト、並びに中米・カリブ地域における類似案件に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
- ② 現地派遣に係るワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAニカラグア事務所へ提出する。

（2）現地派遣期間（2019年1月上旬～2月上旬）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム（専門家及びアシスタント）、C/P機関及びJICAニカラグア事務所にワークプランを提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- ② プロジェクトチーム及びC/Pから、FOMUDEL 1終了から派遣時までのPMDH策定手法の修正・改訂箇所、並びに同手法を短期間で全国展開するために策定された簡易版手法^{*}を、並びにパイロット市（フェルト・カベサ市、ブルーフィールズ市、シウナ市、プリンサ・ポルカ市およびラグーナ・デ・ペルラ市）に対する同手法の試行研修の結果を確認し、必要に応じて改善・見直しを提言する。
- ③ プロジェクトが先に実施する、全国の自治体におけるPIA策定の既存プロセスや手法・ツールの調査、並びにFOMUDEL 1パイロット市でのPIA策定におけるPMDHの活用状況に関する調査結果を踏まえ、また、上記5パイロット市が簡易版手法の試行研修を通じて策定したPMDHに沿って、プロジェクトチーム及びC/Pと、PMDHに連動したPIA策定の手法・ツールの開発方針を協議する。
- ④ ③の協議結果を踏まえて、プロジェクトチーム及びC/Pに対してPMDHに連動したPIA策定の具体的な手法・ツール案を提案する。
- ⑤ プロジェクトチーム及びC/Pが、パイロット市（フェーズ1の9パイロット市およびフェーズ2の上記5パイロット市から5市程度）に対して行う、④で提案されたPMDHに連動したPIA策定手法・ツール案のワークショップを支援し、その結果に応じて同手法・ツール案の改善・見直しを行う。
- ⑥ プロジェクトチーム及びC/Pと協議の上、本専門家の現地派遣期間終了後に、プロジェクト及びC/Pがフォローすべき事項や活動内容について確認する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、以上の活動結果及び今後必要となるプロジェクトの活動を、現地業務結果報告書（和文、西文）に取りまとめ、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

※ INIFOMが2018年度の目標に掲げ進めているPMDH策定手法の全国展開（153市）実現のため、短期間（一ヶ月程度）で計画策定ができるよう、従来のPMDH策定手法内容・手順を一部省略し簡易化したもの。

（3）帰国後整理期間（2019年2月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）のJICAニカラグア事務所及びJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）ワークプラン

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所）

西文2部（C/P機関、JICAニカラグア事務所）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、スケジュールなどを記載。

（2）現地業務結果報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所）

西文2部（C/P機関、JICAニカラグア事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ① 実施した業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAニカラグア事務所に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。なお、航空便経路は成田/羽田⇄アトランタ/ヒューストン⇄マナグアを標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、

国内M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー/地方行政（長期派遣専門家）※2018年10月～2020年10月派遣中
- ・ 自治体開発計画策定支援（長期派遣専門家）※2018年1月～2020年1月派遣中
- ・ 研修計画/研修教材（短期派遣専門家）※2019年1月下旬～2019年2月下旬派遣見込み

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
INIFOM内プロジェクトオフィスにおける執務スペース（ネット環境あり）提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政金融チーム（TEL:03-5226-6932）にて配布します。

- ・ プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）
- ・ プロジェクトの活動実施計画（PO）及び年間活動計画（POA）
- ・ その他の関係資料

② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/e88159e637de366c4925819a0079ecd8?OpenDocument>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意分を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所などにおいて情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上